

フリガナ		ガッコウホウジン チコウジガクエン			
事業所名		学校法人智香寺学園（埼玉工業大学・正智深谷高等学校）			
募集職種		学校事務職員（大学・高校）		採用人数	4名
募集形態		嘱託職員 ◎正社員登用の可能性あり		雇用期間	内定後できるだけ早い時期～令和9年3月31日（更新可能） 又は令和9年4月1日～令和10年3月31日
仕事の内容		◎埼玉工業大学・正智深谷高等学校の事務業務全般 管理業務（法人、総務、経理、管財業務） 学生支援（教務、学生、就職キャリア支援業務） 入試広報（入試、企画広報業務） その他（地域支援、研究補助、情報処理業務）等。 ※配属課等により業務は限定されます。 ※募集内容の詳細は、次頁「求人条項にかかる特記事項」を参照。 ※配属後数年で異動の可能性あり。配属は適性・状況に応じて判断する。			
最終学歴		不問			
必要な経験		不問 Word・Excelを使用できる方（必須） ※他、次頁「求人条項にかかる特記事項」参照			
必要な資格		普通自動車運転免許（AT限定可） ※実際に運転できる方			
就業場所①	〒 369-0293				
	埼玉県深谷市普済寺1690				
	埼玉工業大学 TEL： 048-585-2521 FAX： 048-585-2523				
	最寄駅	JR高崎線 岡部駅			
	駅から	徒歩15分 スクールバス5分（無料）			
就業場所②	〒 366-0801				
	埼玉県深谷市上野台369番地				
	正智深谷高等学校 TEL： 048-571-1065 FAX： 048-573-0944				
	最寄駅	JR高崎線 深谷駅			
	駅から	徒歩5分			
就業時間	① 9:00 ～ 17:30	休憩時間	45 分	特記事項	①は大学 ②は高校
	② 8:15 ～ 16:45		45 分		勤務時間を前後に変更する場合あり。※週1程度
	③ ～		分		
時間外		あり 月平均 5時間程度		年間休日	約123日
休日等		土曜 日曜 祝日		休日特記事項	夏季、冬季、年末年始 その他法人の定めた日 但し、学校行事等で年間で 数日出勤の可能性あり
年次有給休暇		学園規程に基づき付与			
加入保険等		雇用保険 労災保険 健康保険 厚生年金 財形制度 退職金制度			
定年制度		事務職員 63歳		再雇用制度	65歳まで

入居可能住宅	なし	利用可能な 託児所	なし
賃金形態	月給	月平均労働日数	21.0日
賃金(税込)	173,000円～350,000円	手当①	—
賃金等付記事項	賃金は経験・能力によって決定	手当②	—
		手当③	—
賃金締切日	月末	賃金支払日	毎月21日
通勤手当	月額 55,000円まで	マイカー通勤	可
昇給	契約期間内なし	賞与	あり 年2回
試用期間	あり 3ヵ月	その他	—
選考方法	書類選考 面接 筆記試験		
応募書類	履歴書(写真貼付) 職務経歴書		
応募書類の返却	なし 求人者の責任にて破棄		
応募書類送付期限	第1応募期間:令和8年9月30日(水)まで 第2応募期間:採用枠が埋まるまで随時受付 ※第1応募期間の応募状況により、第2応募期間の募集を行わない場合があります。 お早めにご応募ください。		
選考結果通知	上記応募期限の締め切り後、10日以内に書類選考を実施し、結果を通知いたします。		
求人条項にかかる特記事項	【募集内容の詳細】 本求人では、 ①留学生・学生サポート(在留資格及び学生生活指導) ②対外折衝(キャリア支援:企業との連携対応力維持向上) ③対外折衝(法人:連携推進業務推進) ④学術研究支援(外部資金等業務の対応力強化及び業務知見継承対応) の経験に富んだ方を優先として採用(大学)を検討しております。ご経験のある方は是非ご検討ください。また、応募時には希望の内容についてご記載いただけますと幸いです。 ◎正社員登用の可能性あり ・契約更新の可能性 あり(最大4回まで) ・活躍後、正社員登用され、長期にわたりご活躍いただける人材を募集します。(定年63歳) ・別紙「特定性犯罪 前科有無の確認について」をご確認ください。		
備 考	先に応募書類を郵送してください。 応募期間について、応募状況により、早めに締め切る場合、また延長する場合がございますのでご注意ください。 ※応募書類についてはメールでの提出を可といたします。 送付の際は添付資料に必ずパスワードをご設定ください。【送付先:jinji@sit.ac.jp】		
担当部署 (送付先)	事業所	埼玉工業大学	
	住所	埼玉県深谷市普済寺1690	
	部署	法人本部理事長室 総務人財G	
	TEL	048-585-6808	
	FAX	048-585-2523	
	Mail	jinji@sit.ac.jp	

特定性犯罪前科有無の確認について

学校法人智香寺学園

本学園の求人においては、付属高校である正智深谷高等学校（事務）への配置転換の可能性を加味し、事前に高校配属を前提とした以下に示す対応が必須となりますので、ご確認ください。

（特記事項）

・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は下記参照条文をご参照ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの イ みだりに人の身体の一部に接触する行為 ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為 ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。） ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの 附 則 （改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係） 第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪	
---	--

（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。